

『酒田三十六人御用帳』にみる港町酒田の  
天保14年(1843)の町家の家作制限についてA STUDY ON THE RESTRICTION OF BUILDINGS (INTERIORS) OF MACHIYA IN 1843 AS SEEN  
IN SAKATA-SANJÛROKUNIN-GAYÔCHOU菅原邦生<sup>\*1</sup>

Kunio SUGAHARA

This study is on the restriction of buildings (interiors) of Machiya in Sakata of 1843 as seen in Sakata-sanjûrokunin-goyôchou and that was following 2 aspects.

- 1) The restriction of buildings of Machiya in the port town of Sakata was considered in 1843. But the upper class chonins were exempted from the restrictions, for Daimyo and officers of the Tokugawa government stayed at their houses or they were good lineage and in high social position named Omemieijou which was allowed to see a lord.
- 2) However, the upper class chonins with their jobs weren't exempted from the restrictions of buildings.

**Keywords :** Sakata, Restriction of buildings, Machiya  
酒田, 家作制限, 町家

## 1. はじめに

酒田は最上川河口に開かれた港町である。中世以来出羽の主港として全国的に知られている。16世紀前半、藤原秀衡遺臣の末裔と称する三十六人衆により、それまで栄えていた「向酒田」(現位置の対岸)から「当酒田」(現位置)へ町の中心が移された。三十六人衆とは酒田の町政を司った特権町人である。江戸期に入ると最上川上流の幕領、山形藩、米沢藩など諸藩の米・大豆・紅花などの物資が寛文12年(1672)の西廻航路開発により集中する一方、上方から多くの物資が移入され、酒田に入津する舟も天和年間(1681-83)で3千隻前後に及んだとされる<sup>註1)</sup>。また天明8年(1788)古川古松軒『東遊雑記』<sup>註2)</sup>にも「市中三千余軒、大方商家にて、人物・言語大概にて、諸品欠しからず、九州・中国及び大坂より廻船交易のために往来して、この津に泊して国中の産物をつむことなり」とあり、酒田は日本海側有数の港町として繁栄の一途をたどった。

海運で財を成した鎧屋惣左衛門などの豪商は、井原西鶴『日本永代蔵』などによってその名が全国に知られ、問屋を生業とし、諸国から酒田に集まる商人宿を営んで、各地との商品取引をした。元禄・宝永期における上方を中心とする商業の拡大は、上方と直結した地方港町の豪商を潤すのに十分であり、酒田も例外ではなく、物資の集散によって問屋が増加し、商業活動の活発化にともない戸数が増加し、町域自体も拡大した。

一方、江戸時代の三大改革の一つとして知られる天保の改革は、江戸後期に老中水野忠邦によって実施された幕政改革に端を発し、儉約や風紀粛清、奢侈禁止など、その内容は広く生活全般に亘る。町人の住まいである町家についても例外ではなく、様々な家作制限が行われたが<sup>註3)</sup>、地方の町場を含めれば、その実態は必ずしも明

らかではない。

本研究は港町酒田の町家を対象に、天保の改革の一環として実施された天保14年(1843)の家作制限の実態を中心に明らかにする。

## 2. 先行研究

本稿でとりあげる近世町家の室内意匠を中心とする家作制限は江戸、大坂、京や代表的な城下町を中心に町並み景観を含めた豊富な研究成果の蓄積が見られる<sup>註4)</sup>。

すなわち近世後期における武家住宅の形式を取り入れた近世町家の室内意匠の成立と規制について明らかにされるが、地方の町場などを含めれば日本建築史・日本都市史としての成果は十分でないと考えられる。

室内意匠を含む町家の家作制限については水野氏の一連の研究<sup>註5)</sup>や鈴木氏の研究<sup>註6)</sup>がある。特に鈴木氏は、本稿の主題となる天保14年(1843)の家作制限について江戸を中心に取り上げ、重要な指摘をしている。つまり江戸時代初期から幕府の規制は、書院や座敷を整備した書院造を武士住宅の形式とし、町人住宅(町家)が書院や座敷を整備することを禁じた。町人全体における違反件数は決して多くなかったが、武士の利用に供する町役人、御用達町人、町医師などにおいては、門・玄関・長押・付書院などが特例として認められていたことを明らかにした。

一方菅原は、越後柏崎(新潟県柏崎市)を事例に町家の家作制限について検討し、座敷を中心に二重長押や金箔の禁止など細かな規制がされ、当時の江戸・大坂・京・金沢などに見られた意匠が越後柏崎にも認められるとした。また本陣や町役人宅など、公儀役人の宿泊に利用される場合には、制限の多くが対象外とされたことを明

\*1 新潟青陵大学短期大学部人間総合学科 准教授・博士(工学)

Assoc. Prof., Niigata Seiryô University Junior College, Dr.Eng.

かにした<sup>注7)</sup>。

本稿で取り上げる酒田の町家については、『酒田市史 生活文化編』<sup>注8)</sup>によれば、一般的な町家の間取りとして、間口2間半から3間で、通り庭をもたず道路から店⇒座敷⇒居間・寝室⇒台所の構成をとることなどが報告されている。さらに『山形県の民家』<sup>注9)</sup>の第3次調査成果の内容として、中町の鑑谷誠一家の調査成果が報告されている。この調査は大阪市立大学の白木小三郎教授(当時)が主任調査員としてあたられ、第3次調査18棟の内、唯一町家を扱ったものであるが、いずれも室内意匠に関する具体的な言及はない。

また酒田の町家については玉井哲雄氏の調査報告<sup>注10)</sup>があり、現状遺構について平面図・断面図・写真とともに、その建築的特徴が概説されるものの、近世期の町家は少なく、明治から大正期の建築が多い。さらに鑑屋については修理工事報告書<sup>注11)</sup>があるものの、平面や構造形式に比べ、室内意匠に関する言及は少ない。

酒田は本間家や鑑屋などの豪商の町家が残るものの、昭和51年(1976)の大火で多くの町家・町並みが失われており、文献史料によって近世期における家作制限の実態を把握することは、地方町場の室内意匠の実態を知る上でも重要である。

### 3. 史料と研究方法について

今回史料として用いる『酒田三十六人御用帳』(以下『御用帳』)<sup>注12)</sup>は正徳6年(1716)から明治5年(1872)における酒田の町役人の記録であり、家作を含む港町酒田の町政を知る上で重要な史料である。本稿は『御用帳』を含む諸史料から酒田の町家の概要を述べ(4.)、『御用帳』を中心に町家の室内意匠について天保14年(1843)の家作制限を中心に検討し(5.2.)、特権町人の家作制限の免除(5.3.)や、生業の有無による免除の撤廃(5.4.)がされた点などについて明らかにする。また家作制限の内容を遺構調査成果と比較する(6.)。

### 4. 諸史料にみる港町酒田の町家

宝永から正徳(1704~1715)『酒田袖之浦小屋之浜之図』は酒田港の様子だけでなく、酒田の町家や町並みの様子が鳥瞰的に描かれている。同絵図は写実的效果が強く、町並が道路網と共に、正確に描かれている<sup>注13)</sup>。『酒田袖之浦小屋之浜之図』(Fig.1)に描かれる町並みをみると、例えば秋田町では平入と妻入の平家が建ち並び屋根は石置板葺と草葺で、道路に面した町家前面に庇(雁木)がつく。本町は厨子二階と思われる平入の町家で、主屋屋根は石置板葺と草葺で、石置板葺が多い。

次に時代は下がるものの町家の外観について仔細に描かれる天保12年(1841)『内町塞道絵幕』(Fig.2)によれば、秋田町と伝馬町部分はとくに詳細に描かれ、主屋屋根は石置板葺で店は庇(雁木)との境にまで張り出し、庇(雁木)先に暖簾が下がり、庇(雁木)下が店先における商品販売の場として利用されていたことが分かる<sup>注14)</sup>。尚、本絵幕は町家1軒1軒が描き分けられるなど描写が精緻なものの町全体を描いておらず、その点に難がある。

一方『御用帳』には今回対象とする天保14年(1843)の家作制限以外にも、町家の規模や店先の庇(雁木)の様子などについての記述が含まれている。例えば天保9年(1838)8月条によれば「御町通之節、度毎二見世簾を払二階共」とあり、当時、2階建ての町家の存在が確認できる。尚、「見世簾」とは町家前面に張り出した庇(雁木)の先



Fig.1 “Sakata-sodenoura-koyanohama-no-zu “(part)

(Honma Museum Collection (Tomohiko Harada and Koji Nishikawa: Ancient Japanese City Map [East Japan], reprinted from Kashima Institute Press, 1972)



Fig.2 Tempo 12th Year (1841) “Uchimachi-saidou-emaku” (part)

(Reprinted from “The Edo period pictorial magazine Vol.8 Ōshū Dou 2”, Chikumashobo, 1977)

にかかっていたもので、幕末の『酒田山王例祭図屏風』<sup>注15)</sup>にも確認できる。この簾については、『御用留』天保12年(1841)2月条に「見世仕廻、すたれ懸置候得共、見世先々々明小商仕候分不苦候」とあり、店先の簾を少し開けて商売することが認められた。これは簾の内にて商売を行うように指示されていたためである<sup>注16)</sup>。

さらに前出天保12年(1841)『内町塞道絵幕』によれば主屋屋根は石置板葺が多数描かれ、『御用帳』弘化2年(1845)4月条によれば「家作之儀、大小ニ不限、萱屋根堅不相成儀、警者仮小屋ニても前同断被出候」とあり、屋根の茅葺が禁じられている。瓦葺が多く、茅葺が禁じられているのは、火災の際の延焼防止のためであろう。

以上のように酒田の町家の外観の多くは、石置板葺や草葺(茅葺)の平屋や2階屋で、見世先の庇(雁木)下で商売がされ、庇(雁木)先には暖簾や簾が下がる様子が分かる。こうした外観の様子に対し町家の室内には、後述の通り、武家住宅の形式を取り入れた室内意匠が設けられていた。

### 5. 港町酒田における天保14年(1843)の家作制限

#### 5.1. 天保14年(1843)以前における家作制限

『御用帳』天保13年(1842)4月条によれば、

近年衣食住を始諸事奢侈過致し候間、質素節儉等之儀格別厚き御趣意をも被仰出候、右ニ付新規家作并屋敷構等破損所修復迄も斟酌致置候向も有之趣ニ相聞候、畢竟身分不相応花美或ハ手広に取補理之儀無用之事ニ候得共、修覆者勿論新規之家作ニ候与も銘々身分相応取補理候儀者不苦候間、少しも無遠慮普請并修覆等勝手次第可仕旨各及噂候段、向々江寄々可被咄置候事 四月

とあり、新規に家作する場合や修理する場合は、「身分不相応花美或ハ手広」にしてはならない旨、指示されるなど、天保14年(1843)以前から、家作に関わる制限が見られる。

## 5.2. 天保14年(1843)における家作制限

『市中取締類集』(旧幕府引継書)によれば、天保14年(1843)4月、幕府は家作制限を布告する<sup>註17)</sup>。これは町奉行所が老中に町触案を提出し、裁定を受けるかたちで決定されたものである。

酒田の町家について『御用帳』天保14年(1843)5月条によれば、町中ハ勿論国々在町共家作之儀ニ付てハ、先年ヨ度々相触置候処、追々相ゆるみ、なけし・杉戸・附書院・入廁附等ニ粉敷家作いたし、しかた(くしかた)・彫物・床ふ(床ふち)・さん・かまちを塗、金銀之唐紙等相用、門・玄關様之懸ヲ以て取建、或ハ外見質素ニても却て工手間等相懸ケ奢侈僭上之儀、不埒之至ニ候、仮令先代之取建候家作ニ候共、此節早々造作相改、其外別荘を補理格別手広不相応之家作も有之由相聞候間、当六月を限質素之家作ニ相改可申候、町人共之家作ニて手広ニ候与も、花麗奢侈無之、物好之儀も無之分ハ取壊申付ニ不及候、町家ニ不似合不相応之家作之分ハ不残為引直可申候、右限月を越等閑ニ捨置候者も有之候ハ、見分之者指遣吟味之上嚴重之咎可申付候 ※( )内は筆者

とある。史料中に見られる「なけし・杉戸・附書院・入廁附等ニ粉敷家作いたし、しかた(くしかた)・彫物・床ふ(床ふち)・さん・かまちを塗、金銀之唐紙等相用、門・玄關様之懸ヲ以て取建」や「外見質素ニても却て工手間等相懸ケ」、さらに「別荘を補理格別手広不相応之家作」などは、6月を限りとして改めるように指示された。

尚、本記録は前出の鈴木氏の研究によれば、ほぼ同様の触れが、江戸の『市中取締類集』にも確認でき、老中水野忠邦の天保の改革の一環として発せられ、その後大坂や京の町奉行所からも同様の制限が出されていたことが指摘されている。

よって地方町場である港町酒田まで同様の家作制限が波及していたことを確認できる。また農家についても同様の指示があった。さらに本条の最後には、

町人百姓家作之儀、別紙之通従公儀被仰出候間、早々御町方江触知らせ、御町役人共急厳シク家作相改、取壊可申付分早々取調、名前等も可被申聞候 以上

五月二十日

酒井吉之允

松平舎人

水野内蔵丞

酒井奥之助

松平甚三郎

小川渡太夫 様

とある。酒井氏他4名はいずれも鶴岡藩の重臣であり、家作について至急調べるよう、酒田町奉行小川渡太夫に5月20日付で指示している。

## 5.3. 特権町人における家作制限の免除

前述の通り酒田では、江戸・大坂・京同様、「質素之家作」とするよう指示されたが、『御用帳』天保14年(1843)6月条によれば、

覚

御町年寄

上林勇右衛門

鑑谷惣兵衛

二木藤四郎

右ハ御大名又ハ公儀御役人御宿仕、往古ヨ本陣相勤候ため玄關も大振ニ仕置候由

とあり、3人の町年寄については、大名や幕府役人の宿泊に利用される本陣のため、大型の玄關が認められた。さらに、

白崎謙吾

右者去る戌年御巡見之御宿仕候ニ付、門・玄關座敷造作仕候由とあり、幕府役人などの巡検に際し、門・玄關の設置が認められた。また、

酒田町組・内町・米屋町両組

右大庄屋八人

右之内三人天明之度御料御巡見御宿仕候由、此後外ニ相応之御宿無之節ハ、専ら見苦敷無之家御宿申付候積リ、右ハ門・玄關并造作向等調書、且年寄三人之玄關造方駈与唱不相譚趣ニて、別紙絵図面三枚共差出候間、則右絵図面并ニ調書ニ附札仕差上申候

とあり、幕府役人の宿泊場所を確保するため、大庄屋の門・玄關や造作などを調べさせている。さらに、

一、年寄格・三十六人之者格別由緒之家筋之事ニ唱居候由ニて、三十六人之儀ハ年寄ニ引統候身分之者ニて、踏込御内輪御用とも相用い、右年寄格・三十六人者門・玄關等無御座、格別目立候家作は無御座候得共、内法なけしは大概仕候仕付置并床ふち・杉戸・かまち・唐紙縁黒塗・ため塗・障子等造作御座候よし、右ハ格別目立不申分ハ其儘差置可然哉、右之内年寄格本間正七郎・三十六人森与平両人家之座敷二重なけし仕付置候由ニ付、右之分ハ為取可申哉

とある。年寄格や三十六人衆については、内法なけし・床ふち・杉戸・かまち・唐紙縁黒塗・ため塗・障子等造作については認められたものの、年寄格である本間正七郎と三十六人衆の森与平宅の座敷に付けられた二重長押を取り払うよう指示された。尚、「ため塗」(溜塗)とは漆工芸の塗の一種で、赤色の下塗または中塗の上に透漆をかけた赤色系の塗を言う。さらに同記録によれば、

一、御用達・御蔵米取之もの御目見以上ニ付、着服之儀ハ並町人と格別之被仰出も有之、且浦役人着服之儀も同様之事ニ付、右之者共造作向之儀ハ三十六人ニ準候様為相心得可申候哉

とあり、「御目見以上」とは登城が許され、鶴岡藩主に謁見が許されたことを意味すると思われるが、「御用達・御蔵米取之もの」さらに「浦役人」については、家作についても三十六人衆と同格とされた。

「浦役人」とは浜や漁業の管理に関わる役人である。一方、同記録によれば、

- 一、差立問屋是又着服之儀ハ御目見以上之御町人同様ニ被仰出罷在候得共、格別も無之者家作向之儀、公儀御触面ニ振候てハ如何之様ニ付、並方通為相心得可申哉

とあり、差立問屋については、公儀の触れに抵触しないように家作するよう指示された。また、

- 一、御目見医并御町医共格別目立候家ハ無御座、右之内門貫抜通候迄ニテ、袖并扉等も無御座、且下し懸ケ又ハ右庇杯ニテ玄関様之もの仕付置候もの御座候由、其外造作向之儀ハ御目見以上之御町人同様ニ為相心得可申哉

とあり「御目見医」や「御町医」は、門が設けられ(袖や扉は設けていない)、かつ町家前面の庇(雁木)などに玄関を設けるなど、造作を含め「御目見以上」の構えとなるように指示された。尚、史料中の「下し懸」とは、その名称から、桁隠しに使われる「降懸魚」(くだりげぎよ)の可能性が考えられる。

さらに同記録によれば、

- 一、茶屋家業の者共格別手広之家ハ無御座候得与も、右之内ニハ附書院ニ紛敷もの仕付置候もの両三軒も有之趣ニ付、右様之品取払候儀ハ勿論、其外早々相改今度被仰出候通為仕直候事ニ申達候

とあり、茶屋家業については、「附書院ニ紛敷もの」をつけている場合は、取り払いが指示された。さらに、

- 一、酒田御町方ニ不似合不相応之家作与申程之家ハ無御座、根上善兵衛、本間弥三郎右両家ハ手広く御座候得共、花美物好与申程之儀も相見不申候、右ハ問屋家業ニテ旅人共多く入込、諸荷物等多分取さかし候ため手広之家作仕置候由、造作向ハ今度被仰出候通為引直可申候、其外申上候通、茶屋家業之外年寄共之宅始め附書院又ハ入廁附等ニ紛敷家作無御座候、且茶屋同様之普請并別荘等補理置候ものも無御座候由、なけし之儀者黒谷新兵衛其儘さし置候様相候得与も、難被為及御沙汰趣ニ付、右なけし其外造作向今度被仰出候通、早々為引直候事ニ御町役人共江申達候、から紙縁黒塗、其外建具・床縁等ため塗等之儀ハ、猶御達次第為取斗可申候、段々申上候通ニテ、造作向相直させハ建直し致し程之家作ハ相見へ不申段申出候

- 一、前條申上候年寄以下御町医迄造作向等之儀、何も御差図被成下度奉存候 以上

卯六月

小川渡太夫

とある。酒田の町方では、「不似合不相応」の家作はなく、問屋家業の2家が広いのは旅人などが宿泊するためと説明している。また造作は改めることとし、茶屋家業や年寄宅を始め、付書院、入廁附等ニ紛敷家作、茶屋同様の普請、別荘などに設えたものは見られないが、長押(黒谷新兵衛宅)については取り払うこととされ、また、から紙縁の黒塗や建具・床縁などのため塗については改めることとされた。

以上にみる家作制限の対象となった町家の室内意匠の多くは、江戸・京・大坂や金沢・佐賀など代表的な城下町においても見られたものであり<sup>註18)</sup>、同様の室内意匠が酒田の町家においても認められる。また特権町人(町年寄・大庄屋・年寄格・三十六人衆・御用達・

御蔵米取之もの・浦役人・御目見医・御町医等)については家作制限の多くが例外的に認められた。これは拙論によれば、越後柏崎(新潟県柏崎市)においても同様の傾向にあった<sup>註19)</sup>。一方、差立問屋等や茶屋家業では、認められなかった。

さらに同記録によれば、

右江御附ケ札

以上数ケ條之内問屋共ハ御触面之通、其余左之通

- 一、門玄関 公儀御役人其外御大名方御宿等之ため取立置候分、追而可申達候、其外目立候、門・玄関引直ハ勿論之事

とある。この条文は「右江御附ケ札」とあるように、前条に札をつけて記載されたものであるが、その内容や「問屋共ハ御触面之通、其余左之通」とあることから、特権町人以外の一般の町家の家作制限と考えられる。まず門・玄関については、公儀役人や大名が宿泊する場合は認められたものの、その他の町家では改めることとされた。さらに、

- 一、一通之長押ハ追而可申達、二重長押又ハ二重ニ無之共、目立候物好之分ハ引直可申事

- 一、縁側・戸障子等塗目立候分ハ引直勿論ニ候、格別不目立分ハ追而可申達事

- 一、脇床・違棚・小唐紙等之造作ハ引直可申事

- 一、欄間彫刻ハ勿論不相成、工手間不掛、一通之障子之分ハ追而可申達候

- 一、以下、御触面之通為引直可申事

とあり、二重長押は取り払われ、縁側や戸障子の塗装が目立つ場合は改めることとされた。また脇床、違棚、小唐紙についても同様であり、欄間彫刻は禁じられ、手間を掛けないこととされた。

#### 5.4. 特権町人における家作制限の免除の撤廃

『御用帳』天保14年(1843)9月条によれば、

惣御用達

御米宿共

右者格分有之者ニても夫々職分渡世致し候事ニ付、格分有無ニ不拘、門・玄関・長押・塗床・縁かまち・畳縁・くり形彫物・其外欄間・違棚等之造作都而御触面之通早々引直候様被申達候とあり、「惣御用達」と「御米宿」については、それぞれ生業(「職分渡世致し」)をもっていることを理由に、門、玄関、長押、塗床、縁かまち、畳縁、くり形彫物、其外欄間、違棚等については改めることとされた。さらに同記録によれば、

- 一、酒田御町年寄三人之者ハ本陣ニ付、林七郎兵衛等之造作向同様相心得、不都合無之様可相心得事

とある。林七郎兵衛とは城下町鶴岡の町年寄である。よって酒田の町年寄は鶴岡城下の町年寄宅に倣って、造作を設えたものと考えられる。さらに同記録によれば、

- 一、年寄格・三十六人之者共、店名前を以同家ニテ家業致候ものハ、前同様家作向引直可申候、御諸家蔵元等相勤、店等不指出ものハ、大庄屋之家作同様相心得可申事

とあり、年寄格や三十六人衆で「店名前を以同家ニテ家業致候もの」については家作を改め、「御諸家蔵元等相勤、店等不指出もの」については大庄屋の家作と同様とした。大庄屋とは酒田の内町組大庄屋の伊東家である。同記録によれば、

一、内町・米屋町両組長人并御用達・御蔵米取之者職分渡世致候ニ付、御触面之通家作向引直可申事とあり、内町・米屋町の組長、御用達、御蔵米取之者についても、生業をもつものについては、触通りに家作を改めるように指示された。

## 6. 遺構調査との比較検討

玉井哲雄氏による町並調査は、昭和59～61年に実施され、その成果は『東日本町家建築の系統的把握のための基礎的調査研究』<sup>20)</sup>にまとめられている。同書によれば、酒田における町家調査遺構23棟の内、近世期の遺構は3棟である。内、弘化2年(1845)大火後の再建である池田家は、酒田屈指の旧家とされ、復元平面によると「げんかん」を確認できる。また同書所載の明治から大正期の遺構写真をみると、どの程度遡れるかは不明なものの、室内に長押や二重長押を確認できる。尚、酒田の豪商として知られる本間家については、具体的な言及はない。

池田家同様、弘化2年(1845)の大火後に再建された鏡屋(国指定史跡)は、『史跡 旧鏡屋保存修理工事報告書』<sup>21)</sup>によれば、復元前後の遺構写真において、どの程度遡れるかは不明なものの、室内の長押、二重長押、障子戸、杉戸、床さんなど、近世期において規制対象とされていた室内意匠を確認することができ、特権町人(町年寄)としての格式が認められる。

以上、近世期において規制対象とされていた室内意匠の幾つかを近世から近代の遺構に確認でき、近世期において設けられた武家住宅の形式を取り入れた室内意匠が近代以降も引き継がれた可能性を指摘できる。

今後は、残された遺構の室内意匠が、どの程度まで遡れるのかについての、復元的な調査研究が必要である。

## 7. おわりに

港町酒田の町家は、石置板葺や草葺(茅葺)の平屋や2階建てで、見世先の庇(雁木)下で商売がされ、庇(雁木)先には暖簾や簾が下がる様子であったが、町家の室内には、武家住宅の形式を取り入れた室内意匠が設けられていた。そのため酒田は、幕府の天保の改革に伴い、天保14年(1843)5月に室内意匠を中心とした家作制限が町奉行所から出された。しかし町年寄・大庄屋・三十六人衆・御用達・御蔵米取之者・浦役人・御目見医・御町医などの特権町人については、史料中に見られる門・玄関(大型を含む)、内法なけし・床ふち・杉戸・かまち・唐紙縁黒塗・ため塗・障子等造作の多くが、大名や幕府役人の宿泊する本陣であること、格別由緒のある家筋、御目見以上であること、などを理由に例外的に認められた。

港町酒田において家作制限の対象となった室内意匠の多くは、当時の江戸・京・大坂や金沢・佐賀など代表的な城下町の町家においても見られ、特権町人における家作制限の免除は、江戸・大坂・京や越後柏崎などの地方町場においても同様の傾向にあり、酒田に限られたことではなかった。

一方、酒田では、生業をもつ御用達、御米宿、年寄格、三十六人衆、内町・米屋町の組長、御蔵米取之者の場合は家作制限の対象とされた。前述の通り、特権町人については、これまで家作制限の免除が指摘されてきたが、生業の有無によっては特権町人であっても

家作制限の対象とされた点は、他地域の先行研究に認められず、酒田の独自性と思なすことができる。

また近世期に規制対象とされた武家住宅の形式を取り入れた室内意匠は、近世・近代の酒田の町家遺構にも認められ、近代以降の町家にも引き継がれた可能性がある。

## 謝辞

本研究に対し、新潟青陵大学短期大学部より2020年度の「個人研究加速化助成金」を受けている。記して謝意を表します。

## 参考文献

- 1) Fujita, s (Historical Society of Japan) : Tenpounkaikaku (Tenpou reform), Yoshikawakoubunkan, 1984 (in Japanese)  
藤田覚著(日本歴史学会編):天保の改革, 吉川弘文館, 1984

## 注

- 注1) 森谷勉久編:江戸時代図誌 第8巻 奥州道二 筑摩書房, pp.12-13, 1977
- 注2) 『東遊雑記』(大藤時彦編:東遊雑記 奥羽・松前巡見私記 東洋文庫27, 平凡社, p.69, 1964)
- 注3) 参考文献1)参照, pp.69-71
- 注4) 江戸については、鈴木賢次:天保14年における幕府の住宅規制と町人住宅, 日本建築学会計画系論文集, 第415号, 1990.9, pp.129~137などの論考がある。大坂については、大阪市参事會発行の『大阪市史』が広く知られる。例えば第二巻(1915)には天保14年(1840)における大坂の家作規制の内容が詳しく紹介される。京都については、代表的なものとして近年の丸山俊明:17世紀の京都の町並景観と規制 —江戸時代の京都の町並景観の研究(その1)一, 日本建築学会計画系論文集, 第581号, 2004.7, pp.417~420がある。それ以外として秋山國三編, 公同沿革史 上巻, 1944 中村昌生:京の町家, 河原書店, 1994 日向進:近世京都の町・町家・町家大工, 思文閣出版, 1998 日向進:近世中期における京都町家の建築構成について, 日本建築学会論文報告集, 第318号, pp.156-165, 1982.8など多くの論考が知られている。金沢については、『町会所御條目』金沢市史編さん委員会, 金沢市史 資料編6 近世四, 町政と城下, 金沢市, 2000, pp.296~426が知られている。佐賀については、田上稔・大城欣彦・宮本雅明:佐賀城下蔵造り町家遺構の編年と特質 佐賀城下町の町家に関する考察(2), 日本建築学会中国・九州支部研究報告集, 第10号, pp.609-612, 1996.3などがある。  
上記のほか法制度全体としては水野耕嗣:近世都市・建築法制史の研究1~19, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 同東海支部研究報告集ほか, 1975~1989の一連の研究が知られている。
- 注5) 注4)前掲「近世都市・建築法制史の研究1~19」
- 注6) 注4)前掲「天保14年における幕府の住宅規制と町人住宅」
- 注7) 菅原邦生:近世後期の越後柏崎における町家の建築申請と規制について, 日本建築学会計画系論文集 第678号, pp.1933-1937, 2012.8
- 注8) 酒田市史編纂委員会編:酒田市史 史料編第七集, 生活文化編, 酒田市, p.944, 1977
- 注9) 山形県教育委員会:山形県の民家, pp.102-106, 1970
- 注10) 玉井哲雄:東日本町家建築の系統的把握のための基礎的調査研究, 昭和61年度科学研究費補助金(一般研究C)研究成果報告書, pp.4-57, 1987.3
- 注11) 財団法人文化財建造物保存技術協会編:史跡旧鏡屋保存修理工事報告書, 酒田市教育委員会, 1998.3
- 注12) 酒田市史編纂委員会編:酒田市史 史料篇第一集 第二集 三十六人御用帳 上・下, 酒田市, 1963-64
- 注13) 原田伴彦・西川幸治:日本の市街古図【東日本編】解説, 鹿島研究所出版会, 1972 所収の工藤定雄氏の解説による。
- 注14) 菅原邦生:港町酒田における雁木通りの形成と変容について, 日本建築学会計画系論文集 第671号, pp.193-197, 2012.1

注 15) 注 1) 前掲 pp. 12-13

注 16) 注 12) 前掲 史料篇第二集 三十六人御用帳 下, 嘉永 6 年(1853)8 月条

注 17) 注 4) 前掲 「天保 14 年における幕府の住宅規制と町人住宅」

注 18) 注 4) 前掲

注 19) 注 7) 前掲

注 20) 注 10) 前掲

注 21) 注 11) 前掲

# A STUDY ON THE RESTRICTION OF BUILDINGS (INTERIORS) OF MACHIYA IN 1843 AS SEEN IN SAKATA-SANJÛROKUNIN-GAYÔCHOU

*Kunio SUGAHARA* \*1

\*1 Assoc. Prof., Niigata Seiryô University Junior College, Dr.Eng.

The Tokugawa government announced the restriction of buildings (interiors) in 1843 for Tenpou-no-kaikaku by Mizuno Tadakuni, which was found in Edo, Osaka and Kyo. But it's not clear sufficiently in local towns.

This study is on the restriction of buildings (interiors) of Machiya in Sakata of 1843 as seen in Sakata-sanjûrokunin-goyôchou and that was following 2 aspects.

- 1) The restriction of buildings (interiors) of Machiya in the port town of Sakata was considered in 1843. But the upper class chonins (Machidoshiyori, Ôjouya, Sanjûrokuninshû, Goyôtashi, Okuramaitori-no-mono, Urayakunin, Omemie, Onmachii) were exempted from the restrictions, for Daimyo and officers of the Tokugawa government stayed at their houses or they were good lineage and in high social position named Omemiejou which was allowed to see a lord.
- 2) However, the upper class chonins with their jobs weren't exempted from the restrictions of buildings (interiors).

(2020年4月7日原稿受理, 2020年12月1日採用決定)

---